| 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書 記 載 内 容　※小文字記載は指摘事項の概要 | 措 置 等 の 状 況 | 対応 |
| --- | --- | --- |
| ３．大阪府の指導監督又は検査の事務に関する監査の結果と意見 |
| （５）休眠状態の把握を網羅的に正確に行い、休眠団体に対し厳格に対応すべきである。 |
| ②　医療法人（所管：健康医療部保健医療室保健医療企画課） | 健康医療部保健医療室医事看護課が所管する医療法人2,203法人の中には、毎年提出が求められる事業報告書等を提出していない法人がある。現状は休眠の疑いのある法人数を正確に把握できていない。全ての医療法人について活動の実態を網羅的に正確に把握し、その状況次第では厳正な対処を行うべきである（結果番号13）。 | 事業報告書等未提出法人への文書による督促及び全所管医療法人への文書送付を行い、休眠の疑いのある法人が32法人存在することが判明したので、個別に現況及び意思の確認を行い、次のとおり対処した。理事所在判明の15法人については、２法人が事業再開の意思を有することを確認した。事業再開の意思がない13法人に対しては解散指導を実施済みであり、２法人が解散済み、６法人が解散手続に着手している。解散手続の着手が確認できない５法人に対しては、既に設立認可を取消し済みである。一方理事所在不明の17法人に対しては、申出の催告の官報公告を行い、当事者不出頭により聴聞を終結させた上で設立認可を取り消すこととした。現在14法人の聴聞が終結しており、残りの３法人も官報公告の手続き中である。 | 措置 |